

現行HLW処分政策・制度の「対話」 に関する逆機能をめぐって

CCNEオンライントーク

「核のごみ処分についての『対話』はどうあるべきか」

2024年9月27日

東京電機大学 寿楽浩太

地域社会との「距離感」は適切か

- 寿都町・神恵内村での「対話の場」は経産省旧放射性廃棄物WGの「中間取りまとめ」（2014年）が示した要件を満足していたか？
 - NUMOと町村が共同で設置する形態は「適切な距離感」（「中間取りまとめ」）の具現化と言えるか？
 - 首長の応募・受諾がトリガーである限り、自治体当局も利害当事者（中立性を主張するのは無理がある）
 - 「中間取りまとめ」が国とNUMOに要求したのは「支援」「サポート」である点をもう一度思い起こすべき

地域社会との「距離感」は適切か

- そもそも「対話の場」とは？
 - 地域に設置「される」べきもの（国やNUMOが設置「する」ものではない）であり、そして1つに限る必要もない
 - それが「円滑に」なされるようにすることや、その活動を「継続的かつ適切に支援」することが国とNUMOの義務
 - その際には「専門家等からの多様な意見や情報の提供の確保」が例示されており、異論の提供も国やNUMOの事実上の義務

地域社会との「距離感」は適切か

■ 「基本方針」（2015年、2023年）における記述

「多様な関係住民が参画し、最終処分事業について、情報を継続的に共有し、対話を行う場（以下「対話の場」という。）が設けられ、積極的な活動が行われることが望ましい。このため、機構及び国は、関係住民及び関係地方公共団体に対し、その有用性や活動内容の可能性を具体的に示す等により、対話の場が円滑に設置されるよう努めるものとする。また、機構及び国は、専門家等からの多様な意見や情報の提供の確保を含め、その活動を継続的かつ適切に支援するものとする。」

交付金制度が抱える様々な逆機能

- 「交付金目当てとの批判を受ける」 （中間とりまとめ）
- 周辺自治体との配分調整に係る政治的・倫理的重荷
- 小規模自治体や世論にとっては高額、中規模以上の自治体にとっては不足を感じる金額（固定額支給の制度）
 - さりとて、より高額の支給を可能にすればよいとも思えない
- 「次の調査に進まなかった場合でも……返還を求めないこと」（第2回特定放射性廃棄物小委資料）は本当にプラスにばかり働くか？

第三者機関はいらないのか

- 第三者機関の活用はいよいよ軽視されてきていないか？
 - 経産省の審議会（放射性廃棄物WG）は初の文献調査入り前後に開かれなかった
 - 原子力委の評価部会も2016年以降開かれていない
 - 基本方針の改定も官邸主導でなされ、審議会には事実上の事後報告だった
 - 「対話の場」をチェックし、助言するための専門組織もない

第三者機関はいらないのか

- 改めて第三者機関の強化、活用を行うべき
 - 「中間とりまとめ」は第三者機関による「監視」と「情報提供」を要求
 - 「技術的視点」と「社会的視点」の両方が必要と述べている
 - 経産省審議会だけでは足りないとも明言している（放射性廃棄物WGの小委への「格上げ」はこの面での対処とはならない）
 - 基本方針は2015年以降、一貫して原子力委による第三者評価の継続的な実施を求めており、2016年以降の不開催は行政の重大な不作為

第三者機関はいらないのか

- 資金出所と利益相反の管理に係る感度を高めよ
 - 日本の場合は、処分費用をすでにNUMOが持っており、地域の検討の支援も実施主体であるNUMOからの支援となる
 - 今般の特定放射性廃棄物小委で経産省から提案のあった文献調査前の支援制度もエネ庁事業となり、推進官庁からの支援となる
 - 瑞での「原子力廃棄物基金」と規制当局（SSM）による支援制度の運用との違い

推進側は先の見通しを示すべき

- ✦ 五月雨式の選定プロセスが「対話」をいっそう困難にする
 - ✦ 他の調査地域の出現の有無、タイミングが不明
 - ✦ それらとの相対的な優劣も不明
 - ✦ 長期の待機が生じる可能性
 - ✦ 長期の検討（とその負担の発生）後に有意に適性の高い地域が出現した場合の道義的側面

推進側は先の見通しを示すべき

- 「発意」の負担とその重荷の不公正な分配を問題にするのなら、やはり地域や期限を区切った募集のしくみをどうしても考えざるを得ない可能性
 - それをせずに地域の発意を「尊重」することを「民主化」と位置づけることには大きな欺瞞がある
- プロセスの公正さを担保し、信頼・信認を得る上ではいわゆる「ゲームのルール」の全体像を示す必要
- それなくしては公正で実りある「対話」の場など成立し得ない